

川越グリーンパーク自治会 会則

No.1

第1章 総 則

第1条(目的)

本会は住民自治の精神に基づき、会員相互の理解と協力によって、住民の基本的な権利と共通の利益を守り、会員相互の親睦を図るとともに、生活環境の維持と改善・福祉と文化的な向上を図ることを目的とし、特定の政党・宗教・利益団体などによって干渉されることなく、自主的な立場に立って運営する。

第2条(名称および所在)

本会は川越グリーンパーク自治会(以下、本会)と称し、事務所を川越グリーンパーク管理センター内に置く。

第3条(組織)

本会は川越グリーンパーク居住者及び事業所の代表者または管理者(以下会員と称す)をもって構成する。

第2章 会 員

第4条(会員)

1. 本会の会員は川越グリーンパーク居住者および事業所の代表者または管理者とする。
事業所とは、Q棟において事業を営むものとする。
2. 会員は、居住者の普通会員、免責会員および事業所の特別会員に区分する。
3. 会員の定義
 - (1)普通会員：自治会員であり、その世帯主か生計を共に同居する者。
 - (2)免責会員：本人から自治会役職が困難な申請を受け、会長が承認した会員。(役職免除)(自治会費は普通会員と同額)
 - (3)特別会員：グリーンパーク内で事業を営む会員。

第5条(入会)

会員の資格は入会申込書を自治会が受領した時からとする。

第6条(権利)

本会の会員は次の権利を有する。
(1)役員の選挙権および被選挙権
(2)役員の解任請求
(3)本会の全ての記録文書の閲覧
(4)本会の全ての活動への参加

第7条(義務)

本会の会員は次の義務を負う。

- (1)会費の納入：本会の会費は年間3,000円とする。
なお、80歳以上の会員で自治会に減額の申請があつた場合には、年額1,500円とする。
ただし、総会の決定により特に必要と認められた場合に限り、臨時に会費を徴収することができる。
納付された会費は、途中退会の場合でも返還しない。
- (2)本会の会則と各機関の決定事項の尊守。

第8条(退会)

本会を退会するには、退会届に退会の理由を明記し、自治会長あてに提出する。

退会者は提出時に本会に対する全ての権利を失う。

第3章 活動および事業

第9条

本会は第1条の目的を達成するために、次の活動および事業を行う。

- (1)生活環境の向上
- (2)公共機関および団体等との連携
- (3)文化・体育活動
- (4)広報活動
- (5)公的募金活動
- (6)自主防災および自主防犯活動
- (7)その他必要と認められる活動および事業

第4章 組織および会議

第10条(機関)

1. 本会は会の意思決定ならびに運営のため、次の機関を置く。

- (1)総会 (2)役員会

2. 総会の会議および議事

総会は、議決権総数の過半数により成立し、議決は出席者の議決権の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

3. 役員会の会議および議事

役員会は、役員の過半数により成立し、議決は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は会長がこれを決定する。

第11条(総会)

総会は本会の最高議決機関である。

第12条(総会の内容)

総会は、定期総会および臨時総会とする。

定期総会は毎年1回、5月末までに会長が招集する。
臨時総会は役員会が必要と認めた場合又は会員の1/4以上の要請があった場合は、会長は1ヶ月以内にこれを開かなければならない。

第13条(定期総会の付議事項)

定期総会は次の事項を付議しなければならない。

- (1)活動および事業報告 (2)決算報告
- (3)監査報告 (4)活動および事業計画
- (5)収支予算 (6)役員の承認
- (7)会計監査委員の選任 (8)会則の改廃
- (9)その他必要と認めた事項

第14条(役員会)

- (1)役員の構成

役員は、棟ブロックから選任された会員(以下、棟代表)及び役員会で推薦された会員によって構成される。

- (2)役員会

役員会は本会の執行機関で、会長が必要に応じてこれを招集する。又は役員の1/4以上の要請があつた場合、会長が招集する。

役員会が総会の決定事項に従い、本会の活動・運営を執行する。

第5章 役員および専門部

第15条(役員)

この会に次の役員を置く。

- (1)会長：1名、(2)副会長：若干名、
- (3)会計：2名、(4)専門部役員

第16条(役員の任務)

- ・会長：本会を代表し会の運営を総括する。

- ・副会長：会長を補佐し、会長不在時にはその職務を代行する。

- ・会計：本会の会費・財産を管理して、収支予算および収支決算などの事務を行う。
- ・役員会は本会の目的を推進するため、次の専門部役員を置く。各専門部の部長は部員の互選により選出する
 - (1)生活環境部：環境改善事業の啓蒙と実施。
古紙回収事業。
 - (2)厚生部：高齢者福祉事業、健康セミナー等の実施。
 - (3)広報部：広報活動、書記業務 他。
 - (4)企画部：各種イベントの企画、立案と運営推進。
 - (5)自主防災部：防災訓練などの実施。
災害時の救援・救護活動の推進。
 - (6)その他役員会が必要と認めた専門部。

第17条(役員の選出)

- (1)次期会長の選出は公募ないし推薦によるものとし当該期の役員会で承諾を受ける。
- (2)棟ブロック代表は原則としてA～P棟の16ブロックから各1名選出する。
- (3)当該期役員会は、必要と思われる人数を推薦委員として任命する。
推薦委員は棟ブロック代表と同等の責務を負う。
- (4)棟代表、推薦委員の任務は役員間で互選する。

第18条(役員の任期)

各役員の任期は、総会終了時から次の総会終了時までとし、再選を妨げない。

第6章 代表委員の選出

第19条(代表委員)

本会に次の代表委員を置く。

- (1)棟ブロック代表
- (2)推薦委員
- (3)階段委員

第20条(選出)

- 階段委員は、階段の会員数が少ない時は別の階段と統合して1名選出する。
(階段委員の中の会員数は6名以上を目安とする)
- 棟ブロックは階段委員の中から正代表1名を選出する。
棟ブロックから代表が選任されない時は推薦委員から会長が選任する。

第7章 会計

第21条(会計年度)

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

第22条(経費)

本会の経費は、会費とその他の収入をもって充てる。

第23条(会計監査)

- 本会に2名の会計監査を置く。
監査役の選任は当期役員会で次期監査候補を選出し総会の承認を受ける。
- 会計監査は本会の会計監査にあたり、定期総会において、その結果を報告する。

- 本会の財産は会員の共有とし、その管理、収支については役員会が行う。
- 本会に次の帳簿を備える。
 - (1)総勘定元帳および関係補助簿
 - (2)備品台帳

第8章 事務職員

第25条(目的)

本会の活動運営を円滑にする為に事務職員1名を置く事ができる。

第26条(雇用期間)

雇用契約期間は1年とし、年度はじめに契約を更新する。

第9章 自主防災

第27条(災害時対応)

災害発生時には、自治会長が災害対策本部長に就任し自治会役員はすべて災害対策本部に入り、別に募集する防災隊員と共にその対応にあたる。

第10章 個人情報の保護

第28条(個人情報の取り扱い)

個人情報は、自治会の運営、親睦、連絡事項などや、これらに付随する業務を行う目的の範囲内で、個人情報保護法に沿って厳正に取り扱う。
個人情報の取り扱い基準については別に定める。

以上

この会則は平成29年12月10日より施行する。

付 則

1. (細則ならびに規定) 本会則以外で本会の活動・運営に関して定めが必要と認められた場合は、総会の承認を得て、細則ならびに諸規定をつくる事ができる。

報酬・助成金など 細 則

1. 報酬

- ①役員報酬(年額) 兼務の時は何れか1つの報酬
会長：85,000円、副会長：60,000円、
会計責任者、各部部長：36,000円
役員一般：22,000円、
但し、役員会への出席状況・各部行事への協力状況を勘案して減額する事がある。
(減額幅の判断は役員会で決定する)
- ②会計監査報酬：年額2,000円/人
- ③防災隊員報酬：年額2,000円/人

2. 助成金

会員間の交流、親睦、催事等の団体活動に対し1件当たり年間100,000円以内の助成金を支出できる。
但し、その助成内容・金額については役員会の承認を得る。

3. 寄付金

自治会は他の団体に対して、原則として1件3,000円の寄付金を支給できる。
但し役員会が特に認めた場合には、最高10,000円までの寄付金を支出することができる。

4.弔慰金

会員およびその配偶者が死亡した時、原則として5,000円の弔慰金を支払う。
(但し、3ヶ月以内に自治会に届けがある事とする)
自治会活動に貢献した会員の死亡で、献花が必要と役員会が判断した場合には、2万円を限度とする。

5. 見舞金

会員が自治会活動に参加中、疾病または負傷し入院・加療した時は見舞金を支給する。(1人1件:5,000円)

6. 募金

「赤い羽根共同募金」および「歳末たすけあい募金」などの募金については、1件あたり5万円を自治会から一括で支出することが出来る。
役員会および定期総会に報告する。

以上

この細則は平成29年12月10日より施行する。

<p>自主防災部 細則</p> <p>1. 目的 グリーンパーク内に居住する住民の互助の精神に基づき、地震・風水害・火災その他の災害(以下「災害など」)による被害者の救助ならびに被害の軽減および予防に関わる自主的防災活動を行う事を目的とする。</p> <p>2. 活動 前項の目的を達成する為に主として次の部活動を行う。 ①防災に対する知識の普及活動。 ②災害などの予防活動。 ③災害などの発生時における情報の収集伝達、初期消火 救出救護、避難誘導、給水給食、その他の応急対策。 ④防災訓練 ⑤その他、自主防災部の目的を達成する為の活動。</p> <p>3. 構成員 自治会役員の他、自治会会則第27条に定める 自主防災隊員を以て構成する。 自主防災部役員及び隊員の任期は3年とし再任を妨げない。</p> <p>4. 組織 自主防災部の中に次の担当班を設ける。 (必要ある時は班の改廃を行う) ①救出救護班 ②避難誘導班 ③消火班 ④情報班 ⑤給水給食班 部員、隊員の分担については別途定める。</p> <p>5. 管理 自主防災部は防災などに関わる備品の管理を行い、 充足等については自治会役員会に提案し、その承認のもとで補充する。</p> <p>6. 計画および報告 基本的防災計画を作成し、年次活動終了後活動報告書を作成する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>この細則は平成27年4月26日より施行する。</p>	<p>川越グリーンパーク自治会 個人情報取扱基準</p> <p style="text-align: right;">2017年12月10日</p> <p>第1条(目的) 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>第2条(責務) 本会は、個人情報保護に関する法令などを遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。</p> <p>第3条(周知) 本会は、この個人情報取扱基準を、総会資料または回覧などにより、毎年1回は会員に周知するものとする。</p> <p>第4条(個人情報の取得) 本会は、会長が「自治会加入届」などを、会員または会員になろうとする者から受理することにより、個人情報を取得するものとする。</p> <p>2. 本会が会員などから取得する個人情報は、氏名(家族、同居人を含む)、生年月日、性別、電話番号、援護の要非、緊急連絡先、その他の事項で、会員等が同意する事項とする。</p> <p>第5条(利用) 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。 (1)会員名簿、会員マップの作成 (2)会費の請求および管理 (3)回覧その他文書の送付 (4)会員の親睦、交流活動 (5)防災、防犯の活動 (6)災害時などの緊急時における支援活動</p> <p>第6条(管理) 個人情報は、会長または会長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。</p> <p>2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。</p> <p>第7条(提供) 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第3者に提供しない。 (1)法令にもとづく場合 (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合 (3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合 (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、政令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合</p> <p>第8条(訂正、利用などの停止) 本会は、保有する個人情報の訂正要求があった場合において、請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報の訂正を行うものとする。 本会は、保有する個人情報の利用または第三者への提供の停止請求があった場合において、請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報の利用または提供の停止を行うものとする。</p> <p>第9条(苦情の処理) 会長は、本会の個人情報の取り扱いについての苦情があつたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>事務職員 細則</p> <p>1. 勤務時間 祝祭日を除く 月、水、金曜日の週3日間とし、9時30分から12時までを原則とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、日時を変更して勤務させることができる。</p> <p>2. 給与の支払い 給与は、その時の社会的基準を標準として、役員会で承認する。支払いは月末締め翌月10日迄とする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>この細則は平成26年4月26日より施行する。</p>	<p>第6条(管理) 個人情報は、会長または会長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。</p> <p>2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。</p> <p>第7条(提供) 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第3者に提供しない。 (1)法令にもとづく場合 (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合 (3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合 (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、政令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合</p> <p>第8条(訂正、利用などの停止) 本会は、保有する個人情報の訂正要求があった場合において、請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報の訂正を行うものとする。 本会は、保有する個人情報の利用または第三者への提供の停止請求があった場合において、請求に理由があると認められるときは、保有する個人情報の利用または提供の停止を行うものとする。</p> <p>第9条(苦情の処理) 会長は、本会の個人情報の取り扱いについての苦情があつたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>